



許可番号 第03565113669号

特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

優良

住所 山口県山口市下小鯖10363番地の7
氏名 タムラエンパイロ株式会社
代表取締役 肥後 和男

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条の4第1項 の許可を受けた者であることを証する。

山口県知事 村岡 嗣政



許可の年月日 令和 8 年 4 月 17 日

許可の有効年月日 令和 15 年 4 月 16 日

1. 事業の範囲

(1) 特別管理産業廃棄物の種類
裏面のとおりに記載

(2) 事業の区分
積替え又は保管を含む。

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う特別管理産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ
所在地：山口県山口市下小鯖字丸尾10393番1、字先山田1276番1
面積：30㎡
廃棄物の種類：廃石綿等、廃PCB等（低濃度に限る）、PCB汚染物（低濃度に限る）、PCB処理物（低濃度に限る）以上4種類
保管上限：30㎡、積み上げ高さ：1m

3. 許可の条件

4. 許可の更新又は変更の状況
令和8年4月17日 更新許可

5. 積替え許可の有無
無（下関市）

6. 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無
無

特別管理産業廃棄物の種類

- p>燃え殻 (ｶﾞﾐﾝ又はその化合物、鉛又はその化合物、六価ｸﾛﾐ化合物、砒素又はその化合物、セﾚﾝ又はその化合物、ﾀﾞｲｷﾞｼﾝ類を含むことのみにより有害なものに限る。)
p>汚泥 (水銀又はその化合物、ｶﾞﾐﾝ又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価ｸﾛﾐ化合物、砒素又はその化合物、ｼｬﾝ化合物、ﾄﾘｸﾛﾛｴﾚﾝ、ﾃﾄﾗｸﾛﾛｴﾚﾝ、ｼﾞｸﾛﾛﾒﾀﾝ、四塩化炭素、1,2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾀﾝ、1,1-ｼﾞｸﾛﾛｴﾚﾝ、ｼｽ-1,2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾚﾝ、1,1,1-ﾄﾘｸﾛﾛｴﾀﾝ、1,1,2-ﾄﾘｸﾛﾛｴﾀﾝ、1,3-ｼﾞｸﾛﾛﾌﾞﾛﾍﾟﾝ、ﾁｳﾗﾑ、ｼﾏｼﾞﾝ、ﾁｵﾎﾞﾝｶﾙﾌﾞ、ﾍﾞﾝｴﾞﾝ、セﾚﾝ又はその化合物、ﾀﾞｲｷﾞｼﾝ類を含むことのみにより有害なものに限る。)
p>廃油 (揮発油類、灯油類及び軽油類、ﾄﾘｸﾛﾛｴﾚﾝ、ﾃﾄﾗｸﾛﾛｴﾚﾝ、ｼﾞｸﾛﾛﾒﾀﾝ、四塩化炭素、1,2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾀﾝ、1,1-ｼﾞｸﾛﾛｴﾚﾝ、ｼｽ-1,2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾚﾝ、1,1,1-ﾄﾘｸﾛﾛｴﾀﾝ、1,1,2-ﾄﾘｸﾛﾛｴﾀﾝ、1,3-ｼﾞｸﾛﾛﾌﾞﾛﾍﾟﾝ、ﾍﾞﾝｴﾞﾝを含むことのみにより有害なものに限る。)
p>廃酸 (水素ｲｵﾝ濃度指数2.0以下のもの、水銀又はその化合物、ｶﾞﾐﾝ又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価ｸﾛﾐ化合物、砒素又はその化合物、ｼｬﾝ化合物、ﾄﾘｸﾛﾛｴﾚﾝ、ﾃﾄﾗｸﾛﾛｴﾚﾝ、ｼﾞｸﾛﾛﾒﾀﾝ、四塩化炭素、1,2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾀﾝ、1,1-ｼﾞｸﾛﾛｴﾚﾝ、ｼｽ-1,2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾚﾝ、1,1,1-ﾄﾘｸﾛﾛｴﾀﾝ、1,1,2-ﾄﾘｸﾛﾛｴﾀﾝ、1,3-ｼﾞｸﾛﾛﾌﾞﾛﾍﾟﾝ、ﾁｳﾗﾑ、ｼﾏｼﾞﾝ、ﾁｵﾎﾞﾝｶﾙﾌﾞ、ﾍﾞﾝｴﾞﾝ、セﾚﾝ又はその化合物、ﾀﾞｲｷﾞｼﾝ類を含むことのみにより有害なものに限る。)
p>廃ｱﾙｶﾘ (水素ｲｵﾝ濃度指数12.5以上のもの、水銀又はその化合物、ｶﾞﾐﾝ又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価ｸﾛﾐ化合物、砒素又はその化合物、ｼｬﾝ化合物、ﾄﾘｸﾛﾛｴﾚﾝ、ﾃﾄﾗｸﾛﾛｴﾚﾝ、ｼﾞｸﾛﾛﾒﾀﾝ、四塩化炭素、1,2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾀﾝ、1,1-ｼﾞｸﾛﾛｴﾚﾝ、ｼｽ-1,2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾚﾝ、1,1,1-ﾄﾘｸﾛﾛｴﾀﾝ、1,1,2-ﾄﾘｸﾛﾛｴﾀﾝ、1,3-ｼﾞｸﾛﾛﾌﾞﾛﾍﾟﾝ、ﾁｳﾗﾑ、ｼﾏｼﾞﾝ、ﾁｵﾎﾞﾝｶﾙﾌﾞ、ﾍﾞﾝｴﾞﾝ、セﾚﾝ又はその化合物、ﾀﾞｲｷﾞｼﾝ類を含むことのみにより有害なものに限る。)
p>鉍さい (水銀又はその化合物、ｶﾞﾐﾝ又はその化合物、鉛又はその化合物、六価ｸﾛﾐ化合物、砒素又はその化合物、セﾚﾝ又はその化合物を含むことのみにより有害なものに限る。)
p>ばいじん (水銀又はその化合物、ｶﾞﾐﾝ又はその化合物、鉛又はその化合物、六価ｸﾛﾐ化合物、砒素又はその化合物、セﾚﾝ又はその化合物、ﾀﾞｲｷﾞｼﾝ類を含むことのみにより有害なものに限る。)
p>13号廃棄物 (水銀又はその化合物、ｶﾞﾐﾝ又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価ｸﾛﾐ化合物、砒素又はその化合物、ｼｬﾝ化合物、ﾀﾞｲｷﾞｼﾝ類を含むことのみにより有害なものに限る。)
p>廃石綿等
p>廃PCB等
p>PCB汚染物
p>PCB処理物
- 以上12種類